

諮問庁：国立大学法人鹿児島大学

諮問日：平成29年5月1日（平成29年（独情）諮問第24号）

答申日：平成29年10月16日（平成29年度（独情）答申第34号）

事件名：特定期間に鹿児島大学病院等が労働基準監督署等から受けた是正勧告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成18年度～平成28年度に鹿児島大学病院及び霧島リハビリテーションセンターが労働局又は労働基準監督署等から受けた是正勧告書及び同書類に付随する資料一切」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月30日付け鹿大総第384号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は平成29年3月9日付けで処分庁に対し、「平成18年度～平成28年度に鹿児島大学病院及び霧島リハビリテーションセンターが労働局又は労働基準監督署等から受けた是正勧告書及び同書類に付随する資料一切」との法人文書の開示請求を行ったところ、原処分を受けた。

イ 処分庁はその理由を「本件対象文書の存否を明らかにすると（中略）病院に対する信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがある」としている。

ウ しかしながら、国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則では「法令及びこの規則に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現及び労働条件の改善を通じて、職場における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない」とされており、大学の責務として労働環境の改善に取

り組むことが定められている。また、患者ら一般市民の立場から見れば、大学病院等に対して是正勧告がなされたかどうかという情報は、すなわち大学病院等の労働環境の改善に対して大学がどのように対応しているのかを示すものであり、労働環境の悪化は、ひいては職員の士気低下等を招き、患者の治療成績とも密接に関わるもので、当該情報を明らかにしないとする姿勢を貫くことは、逆に公的機関としての信用を損ないかねない重大な判断である。さらに、鹿児島県内の国公立の医療機関を対象に同様の開示請求を行ったが、鹿児島県病院局、鹿児島市立病院を始め、処分庁を除く全ての医療機関が公文書の存否に回答している。自治体が国の情報公開制度と同様の条例を制定している中で、処分庁が存否を明らかにしない理由はない。処分庁の説明は具体的なデータや事例を欠き、単に「利益を害するおそれがある」というだけの抽象的なものにとどまっており、説得力に欠ける。したがって、本件処分は処分庁が主張する法5条4号トに規定する不開示情報には該当せず、「独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」とする情報公開法制の目的を軽視した判断であり、違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は憲法で定められた国民主権を侵害されている。

オ 以上の点から、本件処分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 意見書

審査請求人が提出した審査請求書（上記（1））の「鹿児島県内の国公立の医療機関を対象に同様の開示請求を行ったが、鹿児島県病院局、鹿児島市立病院を始め、処分庁を除く全ての医療機関が公文書の存否に回答している。」との記述を裏付ける資料（各機関作成の「決定通知書」）を本意見書に添付し、意見書の内容に代える。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る法人文書について

「平成18年度～平成28年度に鹿児島大学病院及び霧島リハビリテーションセンターが労働局又は労働基準監督署等から受けた是正勧告書及び同書類に付随する資料一切」（本件対象文書）

2 審査請求人

（略）

3 審査請求日

平成29年4月6日（受付日）

4 開示決定等の日付

平成29年3月30日

5 開示決定等の概要

平成29年3月9日、審査請求人から法4条1項の規定に基づき、本件対象文書の開示請求がなされ、開示請求手数料の納入のあった同日に受け付けた。

平成29年3月30日、本件対象文書の存否を明らかにすると、特定事業場が労働基準監督署から労働関係法令違反を受けたという事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、本件存否情報が公にされた場合には、病院に対する信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上正当な利益を害するおそれがあると認められる。これは、法5条4号トに規定する不開示情報に該当する情報であることから法8条の規定に基づき不開示決定通知書を審査請求人あてに送付した。

6 原処分を維持する理由

審査請求人の開示請求に係る法人文書「平成18年度～平成28年度に鹿児島大学病院及び霧島リハビリテーションセンターが労働局又は労働基準監督署等から受けた是正勧告書」は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、労働関係法令違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書であり、指摘した個別具体的な違反法令、法条項及び違反事項などが記載されているものである。

また、労働関係法令違反の内容については、その重大性によって当該事業場名、法令違反の内容等が新聞等で公になる場合があり得るが、一般にそのような公表まで至らなかった事案においては、労働基準監督署との信頼関係に基づき、病院名とともに指摘事項・措置内容を公にしないことを前提として、誠実に労働基準監督署に対し実態を明らかにした上で、受けた指摘事項や改善措置が記載されたものである。

本件対象文書の存否を明らかにすると、「本件存否情報」を明らかにすることになり、本件存否情報が公にされた場合には、病院に対する信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。これは法5条4号トに規定する不開示情報に該当する情報であり、本件対象文書の存否を答えることは、法5条4号トに規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき原処分を維持することが適当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- | | |
|----------------|-------------------|
| ③ 同月 22 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年 7 月 3 日 | 審議 |
| ⑤ 同月 10 日 | 審議 |
| ⑥ 同年 9 月 22 日 | 審議 |
| ⑦ 同年 10 月 12 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成 18 年度～平成 28 年度に鹿児島大学病院及び霧島リハビリテーションセンターが労働局又は労働基準監督署等から受けた是正勧告書及び同書類に付随する資料一切」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法 5 条 4 号トにより不開示とすべき情報を開示することになるため、法 8 条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件対象文書は、上記 1 のとおりであるところ、その存否を明らかにすることは、該当の期間内に鹿児島大学病院又は霧島リハビリテーションセンターにおいて何らかの労働関係法令違反に関する是正勧告を受けたという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

(2) 審査請求人は、鹿児島県内の公的医療機関がいずれも、本件と同様の請求に対し是正勧告書等の存否を明らかにしている旨主張するが、鹿児島大学病院又は霧島リハビリテーションセンターにおいて何らかの労働関係法令違反に関する是正勧告を受けたという事実の有無について、これを公にすることを義務付ける法令上の規定、慣行等があるとはいえないのであるから、これが公にされた場合には、病院に対する信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は、これが明らかに不合理であるとするべき事情は認められず、否定し難い。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法 5 条 4 号トに規定する不開示情報を開示することとなると認められ、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 4 号トに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号トに該当す

ると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司